

(例)

愛媛県報(平成13年1月9日)

雑報

○公告

環境影響評価準備書の説明会の開催について

愛媛県環境影響評価条例(平成11年愛媛県条例第1号)第16条第1項の規定により、次の対象事業に係る環境影響評価準備書の説明会を開催するので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成13年1月9日

大王製紙株式会社

代表取締役社長 大沢 保

丸住製紙株式会社

代表取締役社長 星川一治

1 説明会の日時及び場所

日 時	場 所
平成13年1月 16日(火) 17時から18時 まで	愛媛県川之江市金生町下分791-2 川之江市文化センター 3階 第1講義室
平成13年1月 16日(火) 18時から19時 まで	愛媛県伊予三島市宮川四丁目6番55号 伊予三島市福祉会館 4階 多目的ホール

2 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	大王製紙株式会社	丸住製紙株式会社
代表者の氏名	代表取締役社長 大沢 保	代表取締役社長 星川 一治
主たる事務所 の所在地	愛媛県伊予三島市 紙屋町5番1号	愛媛県川之江市川 之江町826番地

3 対象事業の名称、種類及び規模並びに対象事業が実施されるべき区域

名 称	大王製紙株式会社三島工場富郷ダム工業用水取水設備計画	丸住製紙株式会社大江工場富郷ダム工業用水取水設備計画
種 類	製造業に係る工場の規模の変更の事業	製造業に係る工場の規模の変更の事業
規 模	排出水量 61,450 m ³ /日 増加	排出水量 25,500 m ³ /日 増加
対象事業が実施されるべき区域	愛媛県伊予三島市紙屋町5番1号	愛媛県川之江市川之江町4085番地

4 関係地域の範囲

愛媛県伊予三島市及び川之江市

(例)

愛媛県報(平成13年3月9日)

雑報

○公 告

環境影響評価書について

愛媛県環境影響評価条例(平成11年愛媛県条例第1号)第21条の規定により、次の対象事業について併せて環境影響評価書を作成したので、同条例第23条の規定により、次のとおり公告します。

平成13年3月9日

大王製紙株式会社

代表取締役社長 大沢 保

丸住製紙株式会社

代表取締役社長 星川一治

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	大王製紙株式会社	丸住製紙株式会社
代表者の氏名	代表取締役社長 大沢 保	代表取締役社長 星川一治
主たる事務所 の所在地	愛媛県伊予三島市 紙屋町5番1号	愛媛県川之江市川 之江町826番地

2 対象事業の名称、種類及び規模並びに対象事業が実施されるべき区域

名 称	大王製紙株式会社三島工場富郷ダム工業用水取水設備計画	丸住製紙株式会社大江工場富郷ダム工業用水取水設備計画
種 類	製造業に係る工場の規模の変更の事業	製造業に係る工場の規模の変更の事業
規 模	排出水量61,450m ³ /日 増加	排出水量25,500m ³ /日 増加
対象事業が実施されるべき区域	愛媛県伊予三島市紙屋町5番1号	愛媛県川之江市川之江町4085番地

3 関係地域の範囲

愛媛県伊予三島市及び川之江市

4 環境影響評価書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

愛媛県庁、伊予三島市役所及び川之江市役所

(2) 縦覧期間

平成13年3月9日から4月8日まで

(3) 縦覧時間

9時から17時まで

4-5-2 縦覧

条例においては、事業者に対し環境影響評価方法書等の縦覧を義務付けているが（条例第7条、第15条、第19条、第23条、第38条）、その留意事項は、次のとおりである。

なお、県及び市町村は、住民等への周知の手段を有し、縦覧に適した場所も保有し管理している立場にあることから、縦覧者の便宜を図るため、事業者が県及び市町村に対し協力を求めることができるよう求められている（条例第45条）。

1 縦覧書面

条例に基づき事業者が縦覧しなければならない書面は、次のとおりである。

- (1) 環境影響評価方法書（条例第7条）
- (2) 環境影響評価準備書及び要約書（条例第15条）
- (3) 環境影響評価準備書についての意見の概要及びこれに対する事業者の見解（条例第19条）
- (4) 環境影響評価書及び要約書（条例第23条）
- (5) 事後調査報告書及び要約書（条例第38条）

2 縦覧期間

縦覧期間は、公告の日から起算して1月間とすること（条例第7条、第15条、第19条、第23条、条例第38条）。

3 縦覧時間

縦覧時間は、執務時間内とし、夜間、休日及び祝日は含まないこと。昼休みも担当者が対応できるようにすること。ただし、事業者等が任意に夜間、休日及び祝日も縦覧することを妨げるものではない。

4 縦覧場所

- (1) 次に掲げる場所の中から、できる限り縦覧する者の参集の便（関係地域内など）を考慮して定める。
 - ア 事業者の事務所
 - イ 愛媛県庁舎その他の県の施設（別紙1参照）
 - ウ 関係する市町村の協力が得られた場合にあっては、関係する市町村の庁舎その他の関係する市町村の施設
 - エ その他事業者が利用できる適切な施設
 - (2) 長時間の縦覧等に配慮するため、机、椅子等のある場所とすること。
 - (3) 縦覧場所には、縦覧場所であることがわかる表示を行うこと（別紙2参照）。
 - (4) 担当者が管理可能な場所とすること。（縦覧場所の面積的余裕がない場合は、縦覧者があつた場合に、即時に対応できる体制をとった上で、通常他の目的に使用している場所に設置することもできる。）
 - (5) 縦覧場所には、縦覧者の注意事項（縦覧される方へ（別紙3参照））を掲示すること。
 - (6) 縦覧場所には、縦覧者名簿（別紙4参照）を置くこと。（縦覧者名簿は、必ず記載しなければならないものではないが、縦覧に来られた方の人数を把握とともに、縦覧書面の適正管理等の観点から、できる限り記入してもらうこと。拒否された場合は、記入しなくとも構いません。）

5 縦覧者

公衆の縦覧に供するので、だれでも自由に縦覧できるものであること。住所、国籍、利害関係の有無等を問いません。

6 その他

- (1) 縦覧者が書き写すことは認められること。

- (2) 縦覧者が持参した携帯複写機やカメラ等の使用は認められること。
- (3) 貸出し及び縦覧場所からの持出しができないこと。ただし、事業者が任意に行う縦覧書面の貸出しを妨げるものではない。
- (4) 写しの請求については、応じられないこと。ただし、事業者の同意がある場合で事務所（庁舎）内に有料複写サービスがある場合は、応じられること。
- (5) 書面の内容その他環境影響評価に関する一切の質問については、事業者において対応すること。

別紙1

		年 月 日
愛媛県知事	殿	
		住所 氏名
		印

環境影響評価方法書の縦覧について（協力依頼）
愛媛県環境影響評価条例第5条の規定に基づき〇〇事業に係る環境影響評価方法書を作成したので、同条例第7条の規定による縦覧について、同条例第45条の規定に基づき御協力をお願いします。

記

1 縦覧場所
愛媛県庁舎

2 縦覧期間
年 月 日から 年 月 日まで（方法書の公告の日から起算して
1月間）

注 環境影響評価準備書等にあっては、適宜修正すること。

別紙2

環境影響評価方法書
縦 覧 場 所

注 環境影響評価準備書等にあっては、適宜修正すること。